

園芸施設共済 土壌消毒機 貸出要領

茨城県西農業共済組合

1. 目的

土壌病害虫の損害を未然に防止し、園芸施設共済の事業拡大と農家経営の安定を図るため土壌消毒機を貸与し、損害防止事業の推進に資する。

2. 貸与

茨城県西農業共済組合(以下「組合」という。)は、園芸施設共済加入者(以下「加入者」という。)及び組合で協議し貸付を認めるものに貸与し、損害防止に努める。

貸与期間は、加入者単位で最高3日間とし、作業終了後は機具の整備を行い速やかに組合に連絡するものとする。

3. 土壌消毒機の使用料等

- (1) 土壌消毒機の使用料は、原則として徴収しない。
- (2) 防除に係る農薬代、人件費等は使用者が負担する。

4. 指導

組合は、防除の実施に関する時期及び防除計画等について指導する。

5. 保管場所

茨城県西農業共済組合 倉庫
八千代町大字松本500番地

6. 管理

- (1) 土壌消毒機の管理は組合が行う。
- (2) 貸与中の整備及び管理は、使用者が行う。
- (3) 加入者の過失による損害の修繕費は使用者が負担する。

7. 申請書

土壌消毒機の貸与を受けようとする加入者は、「園芸施設共済土壌消毒機借受申請書」(様式1)を組合長あてに、提出するものとする。

8. 別紙使用上の注意を厳守する。

9. 加入者は貸与中の事故等は組合に一切責任を追及しない。

附則 この要領は、平成19年4月17日から施行し、平成19年4月1日から適用する。